

「シアゾファミド」「テトラコナゾール」「フルキサピロキサド」「メトキシフェノジド」「オキシシン銅」「カスガマイシン」「ジエトフェンカルブ」「トルクロホスメチル」「フサライド」「フルスルファミド」「シフルトリン」「モキシデクチン」「カルバドックス」「サラフロキサシン」「ネオマイシン」及び「ブチルヒドロキシアニソール」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

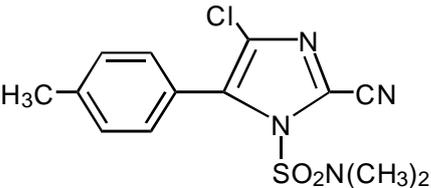
1. シアゾファミド（農薬）
2. テトラコナゾール（農薬）
3. フルキサピロキサド（農薬）
4. メトキシフェノジド（農薬）
5. オキシシン銅（農薬）
6. カスガマイシン（農薬）
7. ジエトフェンカルブ（農薬）
8. トルクロホスメチル（農薬）
9. フサライド（農薬）
10. フルスルファミド（農薬）
11. シフルトリン（農薬及び動物用医薬品）
12. モキシデクチン（動物用医薬品）
13. カルバドックス（動物用医薬品）
14. サラフロキサシン（動物用医薬品）
15. ネオマイシン（動物用医薬品）
16. ブチルヒドロキシアニソール（飼料添加物）

シアゾファミド

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 6 月 29 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シアゾファミド(CYAZOFAMID)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	シアノイミダゾール系の殺菌剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	農薬登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、ぶどう等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: にんじん、うり科野菜等 カナダ基準: かぼちゃ、トマト等 E U 基 準: ぶどう、うり科野菜等
		インポートトレランス要請: ホップ(米国基準)
食品安全委員会での評価等	【1】平成 16 年 7 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 16 年 11 月 4 日 食品健康影響評価結果 【2】平成 17 年 6 月 14 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 5 月 11 日 食品健康影響評価結果 【3】平成 19 年 5 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 9 月 6 日 食品健康影響評価結果 【4】平成 21 年 10 月 27 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 3 月 18 日 食品健康影響評価結果 【5】平成 22 年 11 月 10 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 7 月 21 日 食品健康影響評価結果 【6】平成 24 年 1 月 19 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 6 月 22 日 食品健康影響評価結果 ADI = 0.17 mg/kg 体重/day	

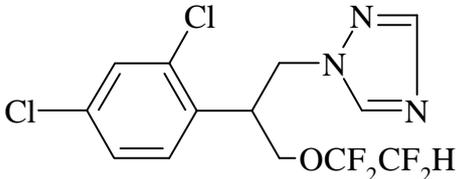
テトラコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 7 月 11 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

※ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しに係る評価について、平成 20 年 7 月 8 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あて依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	テトラコナゾール(TETRACONAZOLE)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。植物病原菌の細胞膜の主要構成成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況（食用）	農薬登録がなされている。 適用作物: てんさい、りんご、かぼちゃ、もも等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 大豆、てんさい等 カナダ基準: なし EU基準: トマト、きゅうり等 豪州基準: ぶどう、畜産物 ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: 大豆(米国)、その他なす科野菜(韓国)、マンゴー(台湾)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルキサピロキサド

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 7 月 11 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づき「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルキサピロキサド (FLUXAPYROXAD)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	カルボキシアミド系の殺菌剤である。病害菌体内に取り込まれたのち、ミトコンドリアの呼吸連鎖(呼吸鎖複合体 II)に作用し効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 核果類果実、仁果類果実、畜産物等 EU 基準: 核果類果実、仁果類果実、畜産物等 カナダ基準、豪州、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: 大豆、小麦、核果類果実等(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メトキシフェノジド

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 7 月 24 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号）に基づき インポートトレランス による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	メトキシフェノジド(METHOXYFENOZIDE)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。昆虫の脱皮ホルモン様作用を示し、幼虫に異常脱皮を促すことにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況（食用）	登録がなされている。 適用作物：稲、キャベツ、ブロッコリー、りんご等 使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/day
	国際基準	キャベツ、ブロッコリー等
	諸外国	米 国 基 準：大豆、ほうれんそう等 カナダ基準：りんご、畜産物等 E U 基 準：かんきつ類果実、仁果類果実等 豪 州 基 準：綿実、ブルーベリー等 ニュージーランド基準：キウイフルーツ、仁果類果実等
		インポートトレランス要請：かんきつ類果実（米国）
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 19 年 2 月 5 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 6 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 10 月 18 日 食品健康影響評価結 【2】 平成 21 年 6 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 1 月 7 日 食品健康影響評価結 【3】 平成 23 年 2 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 9 月 8 日 食品健康影響評価結 <div style="text-align: center;">ADI = 0.098 mg/kg 体重/day</div>	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

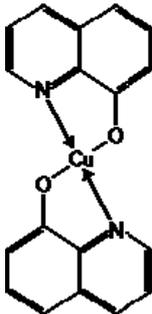
オキシシン銅

1. 今回の諮問の経緯

・平成 24 年 7 月 23 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	オキシシン銅 (OXINE-COPPER)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	有機銅系の殺菌剤である。主に病害菌の呼吸における脱水素酵素を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録がなされている。 適用作物: りんご、なし等 今回、だいこん、きゅうり、かぼちゃ、かんきつ(みかんを除く)、トマトへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

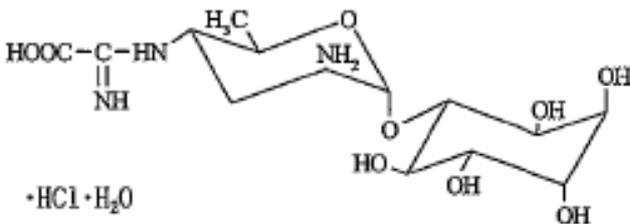
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

カスガマイシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	カスガマイシン (KASUGAMYCIN)	
構造式	 <p style="text-align: center;">-HCl·H₂O</p>	
用途	殺菌剤	
作用機構	アミノグリコシド系の殺菌剤である。細菌のリボソーム30Sサブユニットに結合し、タンパク質の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録がなされている。	
	適用作物: 稲、キウイフルーツ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

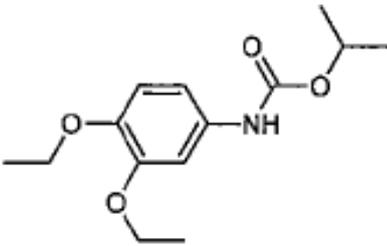
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ジエトフェンカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジエトフェンカルブ (DIETHOFENCARB)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	紡錘系に結合し、細胞分裂を阻害することにより作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録がなされている。 適用作物: きゅうり、なす、トマト等	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準: ぶどう、なし、ストロベリー等 米国、カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トルクロホスメチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	トルクロホスメチル(TOLCLOFOS-METHYL)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	細胞の運動機能や細胞分裂の制御機構に何らかの影響を与えて作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: ばれいしょ、レタス、キャベツ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.07 mg/kg 体重/day
	国際基準	レタス、ばれいしょ等
	諸外国	EU 基準: ばれいしょ、トマト、ブロッコリー等 豪州基準: ばれいしょ等 米国、カナダ、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

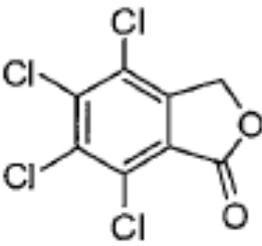
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フサライド

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フサライド (FTHALIDE)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	病害菌の付着器からの宿主侵入を阻害することにより作用を示すものと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録がなされている。	
	適用作物: 稲 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

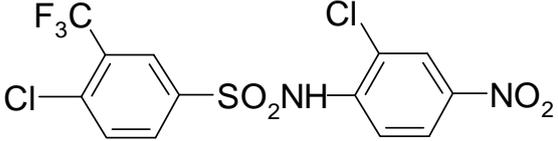
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルスルファミド

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルスルファミド (FLUSULFAMIDE)
構造式	
用途	殺菌剤
作用機構	スルホンアミド系の殺菌剤である。根こぶ病菌の根毛感染過程に作用し、休眠胞子の発芽を阻害し作用すると考えられている。
日本における登録状況 (食用)	登録がなされている。 適用作物: キャベツ、はくさい、ばれいしょ等 使用方法: 土壌混和等
国際機関、海外での評価状況	JMPR 毒性評価なし 国際基準 なし 諸外国 ニューゼーランド基準: あぶらな科野菜、ばれいしょ 米国、カナダ、EU、豪州: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シフルトリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	シフルトリン (CYFLUTHRIN)	
構造式		
用途	殺虫剤 (農薬、動物用医薬品)	
作用機構	ピレスロイド系殺虫剤。神経膜を流れるNa電流あるいはK電流を抑制し、著しい反復興奮を発生させ、神経繊維でのインパルス伝導阻害することにより、作用すると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	【農薬】	登録がなされている。 適用作物: 大豆、キャベツ、茶等 使用方法: 散布等
	【動物用医薬品】	承認されている。 畜・鶏舎内及びその周辺の衛生害虫の駆除 使用方法: 畜体外散布
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.04 mg/kg 体重/day
	JECFA	ADI = 0.02 mg/kg 体重/day
	国際基準	カリフラワー、トマト、りんご、牛等
	諸外国	米国基準: 大豆、レタス、トマト等 カナダ基準: 牛、豚、ヤギ等 EU 基準: 大豆、りんご、おうとう、牛等 オーストラリア基準: トマト、マンゴー、綿実、牛、豚等 ニュージーランド基準: とうもろこし、アブラナ科野菜
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

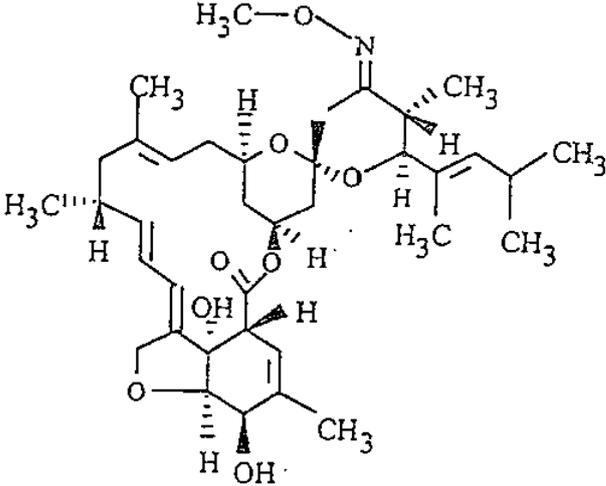
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

モキシデクチン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	モキシデクチン(MOXIDECTIN)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	マクロサイクリックラクトン系化合物であり、 γ -アミノ酪酸による神経伝達に作用して寄生虫を麻痺させ作用すると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	【動物用医薬品】承認されている。 牛（搾乳牛を除く。）の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除	
	使用方法：経皮投与	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.002 mg/kg 体重/day
	国際基準	牛、羊等
	諸外国	米国基準：牛、羊 カナダ基準：牛 EU 基準：牛、羊等 オーストラリア基準：牛、羊等 ニュージーランド基準：牛、羊等
食品安全委員会での評価等	初回	

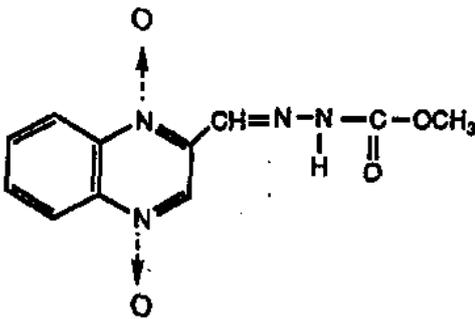
JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

カルバドックス

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として設定したことについての見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	カルバドックス(キノキサリン-2-カルボン酸を含む。)(CARBADOX including QCA)	
構造式		
用途	合成抗菌剤	
作用機構	大腸菌に作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【動物用医薬品】承認されていない。 (参考)米国等では豚の成長促進や赤痢や腸炎の予防等を目的に飼料に添加し使用される。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI 設定不可
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 豚 ニュージーランド基準: 豚 カナダ、EU、豪州: 基準なし
食品安全委員会での評価等	平成 15 年 7 月 1 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 15 年 8 月 28 日 食品健康影響評価結果 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会において行われた「カルバドックス及びその代謝物であるヒドラジン、デスオキシカルバドックスは、閾値が設定できない遺伝毒性発がん物質である。」との評価結果を妥当とし、一日摂取許容量(ADI)を設定することはできない。</p> </div>	

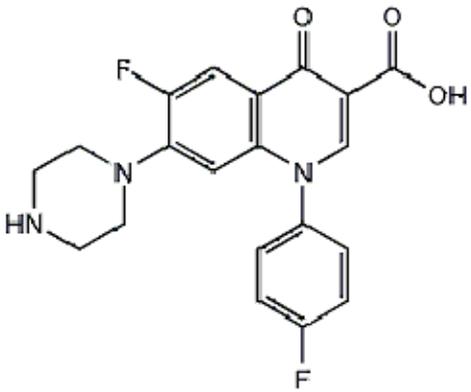
JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

サラフロキサシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	サラフロキサシン (SARAFLOXACIN)	
構造式		
用途	合成抗菌剤	
作用機構	サラフロキサシンはDNAジャイレースの活性を阻害するフルオロキノロン系の抗菌性物質である。家きん等の細菌感染の治療と予防に使用される。	
日本における登録状況 (食用)	【動物用医薬品】承認されていない。 (参考)海外では、飲水添加、飼料添加等により、鶏、サケ目魚類等に細菌感染に使用されている。	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.0003 mg/kg 体重/day
	国際基準	鶏等
	諸外国	EU 基準: 鶏、サケ目魚類 米国、カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	平成 15 年 7 月 1 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 15 年 7 月 24 日 食品健康影響評価結果 ADI = 0.0003 mg/kg 体重/day	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ネオマイシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ネオマイシン (NEOMYCIN)										
構造式	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>Neomycin</th> <th>R¹</th> <th>R²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>CH₂NH₂</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>H</td> <td>CH₂NH₂</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ C : 3~15%</p>		Neomycin	R ¹	R ²	B	CH ₂ NH ₂	H	C	H	CH ₂ NH ₂
Neomycin	R ¹	R ²									
B	CH ₂ NH ₂	H									
C	H	CH ₂ NH ₂									
用途	抗生物質										
作用機構	アミノグリコシド系の抗生物質。細菌のリボソーム30Sサブユニットに結合し、タンパク質の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。										
日本における登録状況 (食用)	【動物用医薬品】 承認されている(硫酸フラジオマイシンとして)。 豚及び鶏の細菌性下痢症等に使用される。 使用方法: 飼料添加等										
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.06 mg/kg 体重/day									
	国際基準	牛、豚、羊、鶏等									
	諸外国	米国基準: 牛、豚、羊等 カナダ基準: 牛、豚、羊、鶏等 EU 基準: 牛、豚、羊、鶏等 オーストラリア基準: 牛、豚、羊、鶏等 ニュージーランド基準: 牛、豚、羊、鶏等									
食品安全委員会での評価等	初回										

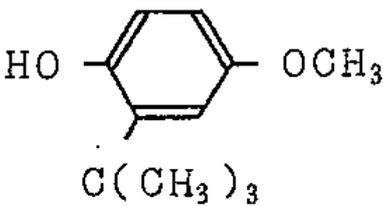
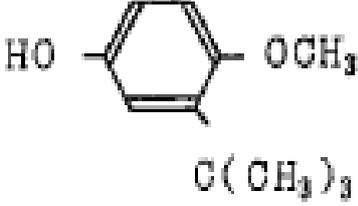
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ブチルヒドロキシアニソール

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ブチルヒドロキシアニソール (BUTYLHYDROXYANISOL)	
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3-BHA</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>2-BHA</p> </div> </div>	
用途	抗酸化剤	
作用機構	油脂の酸化により生成するペルオキシラジカルに水素を共与し、ラジカルの連鎖反応を防ぐことにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	【飼料添加物】 指定されている。 使用方法: 飼料添加	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	ADI = 0.5 mg/kg 体重/day
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議